

横浜市規則等に係る意見公募手続実施要綱

制 定 平成21年3月11日

最近改正 平成22年3月30日

(目的等)

第1条 この要綱は、行政手続法（平成5年法律第88号）第46条の規定の趣旨にのっとり、規則等を定める手続に関し共通する事項を定めることによって、横浜市の行政運営における公正の確保と透明性（行政上の意思決定について、その内容及び過程が市民にとって明らかであることをいう。）の向上を図り、もって市民の権利利益の保護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市長等 市長その他の執行機関その他法令又は条例等に基づき处分権限を有する機関及びこれらの機関から处分権限の委任を受けた機関をいう。
- (2) 条例等 横浜市（以下「市」という。）の条例及び市長その他の執行機関の規則（規程を含む。以下「規則」という。）をいう。
- (3) 法令 法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）をいう。
- (4) 処分 市長等の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。
- (5) 申請 法令又は条例等に基づき、市長等の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分（以下「許認可等」という。）を求める行為であって、当該行為に対して市長等が諾否の応答をすべきこととされているものをいう。
- (6) 不利益処分 市長等が、法令又は条例等に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。
 - ア 事実上の行為及び事実上の行為をするに当たりその範囲、時期等を明らかにするために条例等において必要とされている手続として

の処分

イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を名あて人としてされる処分

ウ 名あて人となるべき者の同意の下にすることとされている処分

エ 許認可等の効力を失わせる処分であって、当該許認可等の基礎となつた事実が消滅した旨の届出があつたことを理由としてされるもの

(7) 市の機関 市長その他の執行機関その他法律の規定に基づき市に置かれる機関(議会を除く。)若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であつて法令又は条例等により独立して権限を行使することを認められた職員をいう。

(8) 行政指導 市の機関が、その任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を適かつ円滑に達成するため、特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為(処分を除く。)をいう。

(9) 規則等 市の機関が定める次に掲げるものをいう。

ア 規則(処分の要件を定める告示を含む。次条第2号及び第3号において同じ。)

イ 審査基準(申請により求められた許認可等をするかどうかをその法令又は条例等の定めに従つて判断するために必要とされる基準をいう。次条第5号において同じ。)

ウ 処分基準(不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその法令又は条例等の定めに従つて判断するために必要とされる基準をいう。次条第5号において同じ。)

エ 行政指導指針(同一の行政目的を実現するために一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときにこれらの行政指導に共通してその内容となるべき事項をいう。次条第5号において同じ。)

(適用除外)

第3条 次に掲げる規則等を定める手続については、この要綱の規定（次条を除く。）は、適用しない。

- (1) 条例等の施行期日について定める規則
- (2) 規則を定める行為が処分に該当する場合における当該規則
- (3) 法律又は条例の規定に基づき施設、区間、地域その他これらに類するものを指定する規則
- (4) 市の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第1項に規定する地方公務員に該当する者をいう。以下同じ。）の給与、勤務時間その他の勤務条件について定める規則等
- (5) 審査基準、処分基準又は行政指導指針であって、法令若しくは条例等の規定により若しくは慣行として、又は規則等を定める機関の判断により公にされるもの以外のもの
- (6) 市の機関の設置、所掌事務の範囲その他の組織について定める規則等
- (7) 市の職員の礼式、服制、研修、教育訓練、表彰及び報償並びに市の職員の間における競争試験について定める規則等
- (8) 市の予算、決算及び会計について定める規則等（入札の参加者の資格、入札保証金その他の市の契約の相手方又は相手方になろうとする者に係る事項を定める規則等を除く。）並びに市の財産及び物品の管理について定める規則等（市が財産及び物品を貸し付け、交換し、売り払い、譲りし、信託し、若しくは出資の目的とし、又はこれらに私権を設定することについて定める規則等であって、これらの行為の相手方又は相手方になろうとする者に係る事項を定めるものを除く。）
- (9) 監査について定める規則等
- (10) 市の機関相互間の関係及び他の地方公共団体との関係について定める規則等
- (11) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）の規定に基づき設立された法人その他別に定める団体の役員及び職員、業務の範囲、財務及び会計その他の組織、運営及び管理について定める規則等（当該

法人の役員の解任を命ずる処分に係る規則等を除く。)

(12) その他前各号に準ずる組織の内部関係について定める規則等

(規則等を定める場合の一般原則)

第4条 規則等を定める市の機関（以下「規則等制定機関」という。）は、規則等を定めるに当たっては、当該規則等がこれを定める根拠となる法令又は条例等の趣旨に適合するものとなるようにしなければならない。

2 規則等制定機関は、規則等を定めた後においても、当該規則等の規定の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、必要に応じ、当該規則等の内容について検討を加え、その適正を確保するよう努めなければならない。

(意見公募手続)

第5条 規則等制定機関は、規則等を定めようとする場合には、当該規則等の案（規則等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて広く市民その他関係者の意見を求めなければならない。

2 前項の規定により公示する規則等の案は、具体的かつ明確な内容のものであって、かつ、当該規則等の題名及び当該規則等を定める根拠となる法令又は条例等の条項が明示されたものでなければならない。

3 第1項の規定により定める意見提出期間は、同項の公示の日から起算して30日以上でなければならない。

4 次のいずれかに該当するときは、第1項の規定は、適用しない。

(1) 市民の権利又は利益の保護上、緊急に規則等を定める必要があるため、第1項の規定による手續（以下「意見公募手續」という。）を実施することが困難であるとき。

(2) 納付すべき金銭について定める法律又は条例の規定に基づき当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法についての規則等その他当該法律又は条例の施行に関し必要な事項を定める規則等を定めようとするとき。

- (3) 予算の定めるところにより金銭の給付決定を行うために必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法その他の事項を定める規則等を定めようとするとき。
- (4) 法律又は条例の規定により、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 202 条の 3 に規定する附属機関（以下「附属機関」という。）の議を経て定めることとされている規則等であって、相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として、法律若しくは政令又は条例の規定により、これらの者及び公益をそれぞれ代表する委員をもって組織される附属機関において審議を行うこととされているものとして別に定める規則等を定めようとするとき。
- (5) 国の行政機関（行政手続法第 2 条第 5 号に規定する行政機関をいう。以下この号において同じ。）が同法第 39 条第 1 項の規定による手続を実施して定めた命令等（同法第 2 条第 8 号に規定する命令等をいう。以下この号において同じ。）及び神奈川県の行政機関がかながわ県民意見反映手続要綱第 3 条の規定による手續を実施して定めた命令等並びに他の市の機関が意見公募手續を実施して定めた規則等と実質的に同一の規則等を定めようとするとき。
- (6) 法律又は条例の規定に基づき法令又は条例等の規定の適用又は準用について必要な技術的読替えを定める規則等を定めようとするとき。
- (7) 規則等を定める根拠となる法令又は条例等の規定の削除に伴い当然必要とされる当該規則等の廃止をしようとするとき。
- (8) 次に掲げるものを内容とする規則等を定めようとするとき。

ア 他の法令又は条例等の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理

イ アに掲げるもののほか、用語の整理、条、項又は号の繰上げ又は繰下げその他の形式的な変更

（意見公募手続の特例）

第 6 条 規則等制定機関は、規則等を定めようとする場合において、30 日以上の意見提出期間を定めることができないやむを得ない理由があるときは、前条第 3 項の規定にかかわらず、30 日を下回る意見提出期間を定めることができる。この場合においては、当該規則等の案の公示

の際その理由を明らかにしなければならない。

- 2 規則等制定機関は、附属機関の議を経て規則等を定めようとする場合（前条第4項第4号に該当する場合を除く。）において、当該附属機関が意見公募手続に準じた手続を実施したときは、同条第1項の規定にかかわらず、自ら意見公募手続を実施することを要しない。
- 3 規則等制定機関は、規則等を定めようとする場合において、この要綱以外の要綱その他の定めにより意見公募手続に準じた手続を実施したものと市長等が認めるときは、前条第1項の規定にかかわらず、意見公募手続を実施することを要しない。

（意見公募手続の周知等）

第7条 規則等制定機関は、意見公募手続を実施して規則等を定めるに当たっては、必要に応じ、当該意見公募手続の実施について周知するよう努めるとともに、当該意見公募手続の実施に関連する情報の提供に努めるものとする。

（提出意見の考慮）

第8条 規則等制定機関は、意見公募手続を実施して規則等を定める場合には、意見提出期間内に当該規則等制定機関に対し提出された当該規則等の案についての意見（以下「提出意見」という。）を十分に考慮しなければならない。

（結果の公示等）

第9条 規則等制定機関は、意見公募手續を実施して規則等を定めた場合には、当該規則等の公布（公布をしないものにあっては、公にする行為。第5項において同じ。）と同時期に、次に掲げる事項を公示しなければならない。

- (1) 規則等の題名
 - (2) 規則等の案の公示の日
 - (3) 提出意見（提出意見がなかった場合にあっては、その旨）
 - (4) 提出意見を考慮した結果（意見公募手續を実施した規則等の案と定めた規則等との差異を含む。）及びその理由
- 2 規則等制定機関は、前項の規定にかかわらず、必要に応じ、同項第3

号の提出意見に代えて、当該提出意見を整理し、又は要約したものを公示することができる。この場合においては、当該公示の後遅滞なく、当該提出意見を当該規則等制定機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしなければならない。

- 3 規則等制定機関は、前2項の規定により提出意見を公示し、又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、当該提出意見の全部又は一部を除くことができる。
- 4 規則等制定機関は、意見公募手続を実施したにもかかわらず規則等を定めないこととした場合には、その旨（別の規則等の案について改めて意見公募手続を実施しようとする場合にあっては、その旨を含む。）並びに第1項第1号及び第2号に掲げる事項を速やかに公示しなければならない。
- 5 規則等制定機関は、第5条第4項各号のいずれかに該当することにより意見公募手続を実施しないで規則等を定めた場合には、当該規則等の公布と同時期に、次に掲げる事項を公示しなければならない。ただし、第1号に掲げる事項のうち規則等の趣旨については、同項第1号から第4号までのいずれかに該当することにより意見公募手続を実施しなかった場合において、当該規則等自体から明らかでないときに限る。

(1) 規則等の題名及び趣旨

(2) 意見公募手續を実施しなかった旨及びその理由

(準用)

第10条 第8条の規定は第6条第2項に該当することにより規則等制定機関が自ら意見公募手續を実施しないで規則等を定める場合について、前条第1項から第3項までの規定は第6条第2項に該当することにより規則等制定機関が自ら意見公募手續を実施しないで規則等を定めた場合について、前条第4項の規定は第6条第2項に該当することにより規則等制定機関が自ら意見公募手續を実施しないで規則等を定めないこととした場合について準用する。この場合において、第8条中「当該規則等制定機関」とあるのは「附属機関」と、前条第1項第2号中「規則等の案の公示の日」とあるのは「附属機関が規則等の案について公示に準じた手續を実施した日」と、同項第4号中「意見公募手續を実施した」とあるのは「附属機関が意見公募手續に準じた手續を実施した」と読み替えるものとする。

2 第8条の規定は第6条第3項に該当することにより規則等制定機関が意見公募手続を実施しないで規則等を定める場合について、前条第1項から第3項までの規定は第6条第3項に該当することにより規則等制定機関が意見公募手続を実施しないで規則等を定めた場合について、前条第4項の規定は第6条第3項に該当することにより規則等制定機関が意見公募手続を実施しないで規則等を定めないこととした場合について準用する。この場合において、前条第1項第2号中「規則等の案の公示の日」とあるのは「規則等の案について公示に準じた手續を実施した日」と、同項第4号中「意見公募手続を実施した」とあるのは「意見公募手續に準じた手續を実施した」と読み替えるものとする。

(公示の方法)

第11条 第5条第1項並びに第9条第1項（前条において読み替えて準用する場合を含む。）、第4項（前条において準用する場合を含む。）及び第5項の規定による公示は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うものとする。

2 前項の公示に関し必要な事項は、別に定める。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、総務局長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年6月1日から施行し、同年10月1日以降に公布（公布をしないものにあっては、公にする行為）をする規則等について適用する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。